

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成25年4月4日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第6号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の適正な公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行った、次に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示処分
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該処分の公表が適切でないと公安委員会が認める特段の事情がある場合

(公表する事項)

第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、別記様式による書面（以下「処分簿」という。）を作成し、これを広島県警察本部庁舎内の閲覧所に備え置くとともに、当該処分簿の内容を公安委員会のホームページに掲載することにより公表するものとする。

（公表の期間）

第5条 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		平成 年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。